

第 7 6 号議案

ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立放課後児童クラブ条例（平成 2 2 年ふじみ野市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表ふじみ野市立第 3 東原放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

ふじみ野市立第 4 東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井二丁目 9 番 4 号
----------------------	--------------------

別表ふじみ野市立東台放課後児童クラブの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 ふじみ野市立第 4 東原放課後児童クラブに係る保育の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立第 4 東原放課後児童クラブを設置し、及びふじみ野市立東台放課後児童クラブを廃止するため、ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。